

經濟論叢

第125卷 第5号

- 比較生産費説・国際価値論・貿易利潤(下)……本山美彦 1
- 労働市場における差別(2)……脇坂明 28
- 社会主義的合理化論の現代的課題と方法……陶山計介 43
- チェーンストアとその特別課税問題……三浦一郎 63
-

昭和55年5月

京都大學經濟學會

チェーンストアとその特別課税問題

三 浦 一 郎

はじめに

チェーンストア税とは何か。1935年制定のフロリダ州チェーンストア税法の冒頭は言う。「大規模な新収入がフロリダ州の教育の振興と公立小学校制度の保存のために必要とされている。このような収入の増加のために好都合なのは、フロリダ州内で小売店の営業に従事しかつそれを継続するという職業に対して特権税を賦課すること」である。経営方法上のすべての効率およびその成果によって、「多数の単位店舗を経営する商店は、個人的に所有・経営される単一の商店より以上の利益を享受するが、その限りで、かかる商店が上記の特権税課税の目的のために別個に分類されるのは適当かつ正当である。さらにまた、チェーンの成長増加と単位店舗数のより大きい増殖は、独占を促進し、上記の利益を享受しないチェーンの競争者たちを廃業に追いやることによって失業を生み出す傾向がある。したがって、かかるチェーンストアの単位店舗の増殖と拡大は、公共政策の問題として抑制されるべきである。」¹⁾ここには、チェーンストアに対する特別課税の背景、論拠そして目的が、フロリダ州立法部の立場から明瞭に述べられている。

かかるチェーンストア税法の制定は、1930年代の合衆国において広く問題とされたものである。この問題を含む当時の反チェーン運動について、ダニエル・J・ブアスティンは、「後衛的行動」「死滅しつつある過去の弁護」と評価している²⁾。また、従来わが国では中野安氏の研究がある。中野氏は、反チェーン

1) Commerce Clearing House, *Chain Store Tax Laws*, 1937, pp. 25-26.

ン運動の中でのチェーンストア税法制定運動の特殊性に留意しながらその展開過程をたどるとともに、それがチェーンのビヘイビヤに与えた影響を明らかにすることを主たる課題とされている²⁾。

しかし、チェーンストア税が前記引用のような目的を持つ以上、チェーンストアに対する特別課税問題は、課税による商業政策の遂行という視角から検討される必要がある。その際、チェーンストア税は州税であるということとチェーンストア税の根拠は何かということに留意する必要がある。これらを中心に商業政策の遂行手段としての課税および課税権の意義と限度を、チェーンストア税法制定の歴史的経過の中に見ることが小稿の課題であり、それには、この税を単にうしろ向きのものであるとする見解に対する批判の意図も含まれている。

Ⅰ チェーンストアの発展からチェーンストア税法制定まで

チェーンストアはすでに南北戦争期に始まっていたが、それが重要な小売制度となったのは20世紀に入ってからである。チェーンストアは最初、既存の大量小売業者たる百貨店や通信販売店がまだ強力に設立されてはいなかった部門に現われた。すなわち、チェーンストアは、食料品や薬品といった部門にまず進出したし、大都市中心地や農村地域ではなくむしろ中小の市や町および大都市周辺地域に立地した。チェーンは20世紀に通信販売店や百貨店より急速な成長を始めたが、その理由は、チェーンが他の2つの大量小売業者より広いそしてより成長の速い市場を取り扱ったからであり、また自動車の出現による移動性の増大と郊外の急速な発展から生ずる消費者購買上の変化に対してより適当に対応することが出来たからである。1920年代における農村市場の衰退傾向に直面して、2人通信販売店、シアーズ・ローバック社とモンゴメリー・ワー

2) Daniel J. Boorstin, *The Americans: The Democratic Experience*, 1973, p. 111. 新川健三郎訳「アメリカ人」(上) 1976年、133ページ。かかる評価はむしろ一般的である。

3) 中野安、30年代アメリカにおける小売配給の諸問題(1)、「香川大学経済論叢」第38巻第4号、1965年10月。小稿は多くをこの研究に負っている。

ド社は、1925年にチェーンストア分野に参入を始めた。また遅れて1930年代までに百貨店は郊外に支店を建設し始めた。かくして、チェーン方式は大量小売業のための標準的の道具となった⁴⁾。

スターンはチェーンストアの経済的利益として次の4点をあげている。第一は、交渉力である。チェーンはその大量仕入れによって、供給業者から、マーチャンダイジングの必要に対して優越的な価格、サービスおよび管理上の注意を受取ることができる。第二は卸売機能の統合による効率である。第三は、多店舗の効率であり、主として多店舗に適用しうるマーケティング戦略の節約から生ずる。第四は、小売店舗規模が比較的大きいことである⁵⁾。4つの経済的利益のうち、多店舗の効率は、通信販売店および百貨店とチェーンとの間の構造上の基本的差異たる販売組織上の差異によるものである。チェーンは、製造業者から最終消費者へのますます大量となる商品の流れを調整する管理組織を創出することによって、「1860年代と1870年代に百貨店によって始められた小売業の革命を完成した」⁶⁾。

この革命の結果生じた商業部門の構造変化は次のようなものである⁷⁾。すなわち、かつての卸・小売の機能上および地理上の流通経路に基づいて細分されていた商業の「原子的市場構造」は、チェーンストアの発達による売手集中によって事実上変容し、「寡占的核」としての少数の大ナショナル・チェーンと「競争の周辺部分」としての多数の小独立卸売商人と小独立小売商人とから成る市場構造におき換えられた。一方、ナショナル・チェーンの発展は、地方の商業に影響を与え、多数の地方的なチェーンおよび独立的小売業者連合などの形成を促したが、これによっても「核」にこれらが付加されたにすぎない。かかる構造変化の中で、小規模の商業企業は、その変化に急速に適応すべく組織

4) Alfred D. Chandler, Jr., *The Visible Hand*, 1977, pp. 233-235.

5) Louis W. Stern and A. I. El-Ansary, *Marketing Channels*, 1977, pp. 40-41.

6) Chandler, *op. cit.*, p. 235.

7) Joe S. Bain, *Industrial Organization*, 2. ed., 1968, pp. 481-486, 宮沢健一監訳「産業組織論」下, 昭和45年, 522-527ページ。

を変化させない限り、破滅か相対的貧困かを余儀なくされた。

1929年恐慌は商業部門における競争を激化させた。小売売上高総額は、1929年に491億ドル、1933年に250億ドル、そして1935年に331億ドルであり、1929年から1933年にかけて半減した⁸⁾。チェーンの売上高は、1929年に98億ドル、1933年に64億ドル、そして1935年に75億ドルであり、その全小売売上高に占める割合は、それぞれ20.0%、25.4%、そして22.8%であった⁹⁾。ここに明らかなのは、大恐慌によってチェーンの売上高が激減したこと、にもかかわらず、チェーン売上高の全小売に占める割合は1929年から1933年にかけて著増したことである。このことは、恐慌による大衆購買力の低下による売上高の減少を、チェーンストアが低価格をその主たる特徴の1つとする販売政策によって最小限に食い止めようと努力したことを示すとともに、逆に、その分だけ独立小売商の売上高およびその割合が低下したことを示す。1935年になってもまだ状況は恐慌前の状態には遠く及ばなかった。かかる事態は、独立小売商ならびに彼に商品を生産する独立的卸売商をますます困窮させるとともに、すでに1920年代から存在した反チェーン運動および反チェーン論を高めた。

恐慌が激化する以前の反チェーン論の論点は次のようなものであった。第一に、チェーンによる不公正な競争手段の使用。チェーンは独立的商人を排除するために、彼の近くに立地し彼の価格以下で売る。顧客をひきつけるために原価以下で売る。地代を高くする。プライベート・ブランドを強制する。以上により独立的商人を廃業させ小売店舗の独占をはかる。そうなれば、仲買業者と卸売商人に深刻な影響を与えるし、また価格を支配するだろう。チェーンはしばしばその強力な大量仕入れ力によって製造業者に原価以下の販売を強制する。第二に、チェーンは公衆の必要を一部しか満たさない。第三に、その雇用条件は低賃金と長時間労働により劣悪である。第四に、チェーンは店舗のマネジャーの創意を殺し、また少数者の不在者所有によって若者から機会を奪う。かくし

8) *Statistical Abstract of the United States 1938*, p. 816.

9) Theodore N. Beckman & H. C. Nolen, *The Chain Store Problem*, 1938, p. 42.

て、チェーン・システムの規模と非個人的性格は個人主義を破壊する。第五に、チェーンはその営業するコミュニティにほとんど貢献しない。独立小売商はコミュニティのパイオニアだが、チェーンはそうではない。チェーンは一般に地方コミュニティ事業を支持しない。コミュニティにおいて仕入れないし、利潤も留まらない。チェーンは顧客を小さい町から引き離す¹⁰⁾。

かかるチェーンストア批判論は反チェーン運動の中で述べられたものだが、大恐慌の深刻化の中で反チェーン運動は発展し、反チェーン論は反独占的あるいは反ウォール・ストリートの色彩を強めた。チェーン旧来の過度の中央集権化と官僚制化そして効率の狭すぎる見方は、大恐慌期において地方のチェーンストアを農村地域や小町における独占の象徴にした、とパラマウンテンは述べている¹¹⁾。

チェーン対中小商業の対立を基礎とする反チェーン運動は、すでに1920年代からチェーン規制立法を要求していたが、実際に立法化が進むのは大恐慌とニューディールを契機とした。チェーンストア税法、ロビンソン＝パットマン法、ミラー＝タイディングズ法、そして多数の州公正取引法および不公正慣行法がそれらの立法であった。チェーンストア税法は課税としてチェーンに直接向けられたが、他の諸法は、大量販売業者によって実行されているといわれる取引慣行上の不公正な利益あるいは濫用を排除することが目的とされた¹²⁾。後者については小稿でふれることはできない¹³⁾。さらに、大恐慌は財政危機を深刻化させることによってチェーンストア税法の制定に影響を及ぼした。フィリップスは言う。「固定資産税が嘆声を引き起こしたとき、多くの政治家は彼らの支持者たちに直接かからないように見える仕方て収入を増加させるためのいかなる提案にも敏感になっていた。」¹⁴⁾かくして、チェーンストア税法制定運動は、

10) Daniel Bloomfield, *Chain Stores*, 1931, pp. 17-21.

11) Joseph C. Palamountain, Jr., *The Politics of Distribution*, 1955, pp. 169-171.

12) TNEC Monograph No. 17; *Problems of Small Business*, pp. 163-164.

13) この問題については、中野安「価格政策と小売商業」(1975年)を参照されたい。

14) Charles F. Phillips, "State Discriminatory Chain Store Taxation", *Harvard Business Review*, Vol. XIV, No. 3, Spring 1936, p. 349.

第1表 チェーンストア税法の制定状況 (1923—1961年)

年次	法案数	成立したものの数	左の法律が成立した州名及びその後の経過
1923	1	0	
1924	1	0	
1925	2	0	
1926	1	0	
1927	13	3	ジョージア(A) メリーランド(A) ノースカロライナ(A)
1928	4	1	サウスカロライナ(A)
1929	62	3	ジョージア(A) インディアナ(B) ノースカロライナ(B)
1930	80	3	ケンタッキー(A) ミシシッピ(B) サウスカロライナ(I)
1931	175	3	アラバマ(B) アリゾナ(C) フロリダ(A)
1932	125	2	ルイジアナ(B) ウィスコンシン(B)
1933	225	13	フロリダ(B) アイダホ(C) インディアナ(I) メイン(C) メリーランド(I) ミシガン(B) ミネソタ(B) モンタナ(B) ニューメキシコ(B) ノースカロライナ(B) バーモント(A) ウェストバージニア(I) ウィスコンシン(A)
1934	40	4	コロラド(H) ケンタッキー(A) ルイジアナ(I) ニューメキシコ(A)
1935	163	9	アラバマ(I) カリフォルニア(D) フロリダ(B) アイオワ(I) ミシガン(I) ノースカロライナ(B) サウスダコタ(A) テキサス(I) ウィスコンシン(R)
1936	27	2	ケンタッキー(A) ミシシッピ(B)
1937	97	8	ジョージア(C) ミネソタ(E) モンタナ(A) ノースカロライナ(B) ペンシルバニア(A) サウスダコタ(B) テネシー(I) ウィスコンシン(E) ミシシッピ(B)
1938	19	1	ミシシッピ(B)
1939	99	4	モンタナ(I) ノースカロライナ(F) サウスダコタ(C) テネシー(A)
1940	10	2	ケンタッキー(A) ミシシッピ(I)
1941	45	2	フロリダ(C) ユタ(D)
1942	7	0	
1943	20	0	
1944	4	0	
1945	10	0	
1946	1	0	

1947	12	0	
1948	3	0	
1949	16	1	ノースカロライナ (1939年参照)
1950	4	0	
1951	8	0	
1952	0	0	
1953	3	0	
1954	2	0	
1955	9	0	
1956	1	0	
1957	8	1	ウェストバージニア(J)
1958	1	0	
1959	8	0	
1960	2	0	
1961	4	0	
	1,312	62	

その後の過程の説明 (A)無効となった (B)他の法律に引き継がれた (C)廃止された (D)住民投票により拒否された (E)時限法のため効力を有する期間が満了して失効した (F)累進税が1949年に一律の税に改められた (H)人民投票により支持された (I)現に施行されている (J)1933年に設けられていた税を増額させた。

(出所) Godfrey M. Lebhar, *Chain Store in America 1859-1962*, 1963, p. 142.

倉本邦夫訳「チェーンストア米国百年史」1964年、159-160ページ。

食料品部門の独立的小売商を中心とする中小商業およびその利害を代表する政治家および州の財政当局を主たる担い手として推進された。

他方、反チェーン運動の高まる中で、1928年末に新たに組織された全国チェーンストア協会はまたたく間に實際上すべての部門の一流チェーンをその傘下におさめた。同協会はさまざまな反チェーン運動に対抗する教育事業、ロビーイング、法廷闘争などを行った。チェーンストア税法案が提出された場合、同協会はその法案を葬り去るためのあらゆる措置を取ることを決定し、また法案が成立すると同協会は違憲判決をもとめて法廷闘争を展開した。1933年に同協会は解散したが¹⁵⁾、その後のチェーンストア税反対の運動は大チェーン14社によって行なわれた¹⁵⁾。

15) Godfrey M. Lebhar, *Chain Store in America 1859-1962*, 1963, pp. 174-189. 倉本邦夫訳「チェーンストア米国百年史」昭和39年、194-210ページ。

州チェーンストア税法の法案提出および制定の状況は、第1表に示されている。初めて州議会に法案が提出されたのは1923年であり、1920年代末には法案数は相当ふえたが、飛躍的に増加するのは1929年恐慌以後であり、1933年には法案数はピークの225であった。1930年代をつうじてかなり多い法案数は、1940年代には急減し、戦後になると細々と法案提出が続いているにすぎない。法案が初めて制定されたのは、1927年であるが、以後1931年になって1929年制定のインディアナ州法に対する連邦最高裁の合憲判決¹⁶⁾が出るまで、制定されたチェーンストア税法はすべて違憲＝無効とされた。制定数は1933年の13がピークであり、1941年の2法の制定以後実質的にチェーンストア税法は制定されなかった。1927年から1941年にかけての制定数は計60であった。また同期間の法案提出数は1184で、1923年から1961年までの総数の9割以上をしめている。以

第2表 各州における反チェーンストアの法律制定の状況 (1961年現在)

制定されなかった州		制定されたが効力を失った州	現に施行されている州
アラスカ	オクラホマ	アリゾナ(a)	アラバマ
アーカンサス	オレゴン	カリフォルニア(b)	コロラド
コネチカット	ロードアイランド	フロリダ(a)	インディアナ
デラウェア	バージニア	ジョージア(a)	アイオワ
ハワイ	ワシントン	アイダホ(a)	ルイジアナ
イリノイ	ワイオミング	ケンタッキー(c)	メリーランド
カンサス		メイン(a)	ミシガン
マサチューセッツ		ミネソタ(d)	ミシシッピ
ミズリー		ニューメキシコ(c)	モンタナ
ネブラスカ		ペンシルベニア(c)	ノースカロライナ
ネバダ		サウスダコタ(a)	サウスカロライナ
ニューハンプシャー		ユタ(b)	テネシー
ニュージャージー		バーモント(c)	テキサス
ニューヨーク		ウィスコンシン(d)	ウェストバージニア
ノースダコタ			
オハイオ			

(a)廃止された。(b)住民投票により拒否された。(c)裁判所の判決により無効となった。(d)期間満了により効力を失った。廃止・拒否・無効などの時期は州により異なる。

(出所) Godfrey M. Lebharr, *op. cit.* p. 144. 前掲訳書 161ページ。

16) State Board of Tax Commissioners of Indiana v. Jackson, 283 U. S. 527 (1931).

上から、チェーンストア税法制定が州レベルでの主要政策問題の1つであった時期は、1920年代後半と1930年代の15年間ほどであったことがわかる。

さらに、第1表は、各州におけるチェーンストア税法の成立時期を示してい

第3表 チェーンの Home Office の州別分布, 1935

Home Office 所 在 州	チェーン数	Home Office 所 在 州	チェーン数
アラバマ	51	ネブラスカ	70
アリゾナ	15	ネヴァダ	3
アーカンサス	48	ニューハンプシャー	15
カリフォルニア	484	ニュージャージー	129
コロラド	56	ニューメキシコ	12
コネティカット	75	ニューヨーク	841
デラウェア	5	ノースカロライナ	83
コロンビア地区	36	ノースダコタ	17
フロリダ	70	オハイオ	400
ジョージア	97	オクラホマ	99
アイダホ	24	オレゴン	60
イリノイ	493	ペンシルヴァニア	390
インディアナ	132	ロードアイランド	21
アイオワ	137	サウスカロライナ	39
カンサス	109	サウスダコタ	21
ケンタッキー	61	テネシー	98
ルイジアナ	71	テキサス	302
メイン	32	ユタ	39
メリーランド	65	ヴァージモント	11
マサチューセッツ	277	ヴァージニア	70
ミンガン	241	ワシントン	84
ミネソタ	155	ウェストヴァージニア	66
ミシシッピ	29	ウィスコンシン	149
ミズーリ	264	ワイオミング	11
モンタナ	22	合衆国計	6,079

(出所) Census of Business, 1935, Retail Chains, p. 16. John P. Nichols, *The Chain Store Tells Its Story*, 1940, p. 201. より引用。

る。制定した州は、1929年恐慌までは、インディアナ州を除くとすべて南部大西洋岸地方にあった。大恐慌の中で、南部の他の諸州に制定州が広がり、さらに全国に広がった。第2表は制定州および非制定州の一覧表である。第3表は各州の1935年現在のチェーン本社所在数を示し、第4表は州ごとのチェーン

第4表 チェーンストア売上高の比率

州	1935	1933	1929	州	1935	1933	1929
合衆国計	22.8	25.4	20.0	モンタナ	14.8	16.9	15.1
アラバマ	16.7	17.9	14.5	ネブラスカ	16.5	17.9	13.0
アリゾナ	22.2	27.2	21.6	ネヴァダ	15.2	19.0	10.3
アーカンサス	12.3	14.1	11.5	ニューハンプシャー	20.6	22.3	16.1
カリフォルニア	25.7	27.7	23.1	ニュージャージー	25.1	27.3	22.5
コロラド	22.3	19.6	15.9	ニューメキシコ	15.9	16.1	13.6
コネティカット	24.5	27.5	21.1	ニューヨーク	25.0	27.8	23.9
デラウェア	19.9	23.9	16.5	ノースカロライナ	19.8	22.0	16.1
コロンビア地区	29.7	28.4	26.3	ノースダコタ	15.9	18.2	13.1
フロリダ	22.2	24.9	17.5	オハイオ	24.0	28.1	21.7
ジョージア	18.7	21.3	17.0	オクラホマ	21.4	22.4	18.2
アイダホ	19.9	23.1	20.7	オレゴン	17.7	19.3	16.5
イリノイ	29.3	30.6	23.6	ペンシルヴァニア	24.9	29.0	21.2
インディアナ	24.3	27.0	19.0	ロードアイランド	26.2	29.5	24.2
アイオワ	17.7	20.8	15.0	サウスカロライナ	16.2	17.6	13.1
カンサス	17.8	21.3	15.9	サウスダコタ	18.1	21.4	13.9
ケンタッキー	19.5	21.1	15.2	テネシー	17.9	19.5	14.8
ルイジアナ	17.8	18.5	13.2	テキサス	18.0	19.2	16.4
メイン	19.6	18.5	13.7	ユタ	22.2	24.5	17.5
メリーランド	19.2	20.4	18.8	ヴァーモント	18.3	17.6	10.5
マサチューセッツ	28.9	30.8	23.8	ヴァージニア	19.2	20.6	16.4
ミンガン	25.3	30.0	23.5	ワシントン	18.7	21.3	18.4
ミネソタ	15.1	17.8	13.5	ウェストヴァージニア	21.3	21.9	17.4
ミシシッピ	11.1	12.3	7.5	ウィスコンシン	17.6	19.5	16.5
ミズーリ	20.4	22.3	18.0	ワイオミング	14.7	15.4	12.2

(出所) Census of Business, 1935, Retail Chains, p. 10. Theodore N. Beckman & H. C. Nolen, *The Chain Store Problem*, 1938, p. 37. より引用。

トア売上高の総小売売上高に占める割合を示している。第3・4表は不十分ながらチェーン発展の地域的不均等性を示すものである。以上の諸表をあわせてみると次の点が明らかとなる。第一に、制定しなかった州には、ニューヨーク、イリノイ、オハイオ、マサチューセッツ、ミズーリ、ニュージャージーなど北部・東部の十分にチェーンの発展した諸州が含まれる。第二に、制定した州のうちカリフォルニアとペンシルヴァニアはともにチェーンが十分に発達しているが、カリフォルニア州法は1936年の住民投票によって拒否され、またペンシ

ルヴァニア州法は1939年に違憲判決をうけた。第三に、以上8州のチェーン数を合わせると3279であり、それだけで合衆国合計数の半分以上である。第四に、制定しなかった州にはネヴァダ、ワイオミング、ニューハンプシャー、ノースダコタ、ロードアイランドなどのチェーン数の極めて少ない諸州が含まれる。第五に、制定諸州はチェーンの発展状況が比較的中位にあった。第六に、28州により制定されたが、現に施行されている（1961年現在）諸州は14である。以上から、チェーンストア税法が実際に効果を及ぼした州はかなり限定されたものであり、そしてチェーンの発展状況により各州のチェーンストア税法制定がある程度決定されたと言えよう。

II ブランダイス判事のチェーンストア税法擁護論（合憲性問題）

制定されたチェーンストア税法は、チェーンによる法廷闘争の対象となった。チェーンは、合衆国憲法修正第14条による違憲立法審査をもとめたのである¹⁷⁾。ブランダイス判事のチェーンストア税法に対する見解は、1931年制定のフロリダ州チェーンストア税法に対する1933年の連邦最高裁判決の中で、少数意見としてあらわされた¹⁸⁾。

まずフロリダ州法の内容を見よう。同法は、1931年9月30日以後年1回免許を獲得しなければいかなる小売店の営業をも禁止し、とりわけ一部累進的な年料金を規定する。小売店の所有者が1店舗だけを営業する場合、州の料金は5ドルであり、それ以上の場合には、追加的店舗についての料金は、第一に営業店舗数そして第二に営業される全店舗が単一のカウンティに立地するかどうかに基づいて、段々と増加する。最高料金は75を超える店舗についてのものであるが、全店舗が単一のカウンティ内にあるとき、75を超える各店舗の料金は40

17) 合衆国憲法修正第14条の果して来た役割については、アメリカ学会誌編「原典アメリカ史」第五巻、1957年、226-227ページ、を参照されたい。

18) *Louis K. Liggett Co. v. Lee*, 288 U. S. 517 (1933). ブランダイス判事の少数意見は同判例集の541-580ページにかけてのものである。これからの引用あるいは参照箇所に限っては、文中にページ数のみ記すことにする。

ドルであり、そうでないときの料金は50ドルである。この法律の下で、たとえば100店舗の所有者は、その全店舗を単一カウンティ内に立地するとき店舗当り平均25.20ドルを支払い、一方単一カウンティに立地しないとき、店舗当り平均33.65ドルを支払うことになる。他方、100店舗が独立に所有されるとき、各店舗についての年料金は5ドルにすぎない。判決において連邦最高裁は、フロリダ州法の中でさきに合憲判決のあったインディアナ州法と類似した規定については支持したが、その新しい特徴である1つを超えるカウンティに立地する場合の規定については、この分類のためのいかなる妥当な根拠も発見できないから恣意であり、したがって無効であるとした。(542) これに対して、ブランドアイスは合憲性は認定されるべきだとして次のように言う。「免許料は単に課税ではない。この料金は、会社形態で州内商業を遂行するという特権に対して取り立てられる代償金である。この特権は州が与えたり与えずにおいたりすることのできるものであるから、州は好きなように代償金を課することができる。」また「多店舗営業あるいは複数カウンティでの営業の権限は、単一店舗営業あるいは単一カウンティ内営業の特権より確かに広い権限であるから、この記録には、より大きい特権に対し料金をより高くすることが妥当ではないという事実認定のための根拠は何も無い。」(569)

ブランドアイスは、フロリダ州チェーンストア税法の目的とそれが憲法上反対されるべきではないことを詳細にわたって述べるにあたり、その前提として、かつていくつかの州が行っていた会社の規模と活動に対する制限が除去されていった歴史を振り返るとともに、その除去の経済的影響を次のように要約している。「規模によって会社は……制度になった……。19世紀の典型的な事業会社は……巨大会社にとってかわられつつある。」「所有権は支配から分離させられてしまった。」「株式の所有権が持続的により分散されるようになっていくとき、以前には所有権に伴った支配力はますます少数者の手中に集中されている。」「多分我々の産業上の富の $\frac{2}{3}$ は、個人の所有から……会社の所有権に移ってしまった。それぞれ9000万ドル以上の資産を持つ200の銀行以外の会社が我

々の全国富の約 $\frac{1}{4}$ を直接支配」する。「これらの巨大会社の成長と時を同じくして個人的富の顕著な集中が生じた、そして結果として生ずる所得の不平等は現在存在する不況の主要な原因である」¹⁹⁾。(565-567)

巨大会社はチェーンの中にも存在する。「これら200社の中に、原告のうち5社がある。」²⁰⁾これらの原告と他のチェーンに対して、フロリダ州の個人的小売商たちは「生存のための競争」に携っている。チェーンストア税法の制定を支持・推進したフロリダ州市民たちの信念にことよせ、ブランダイスは次のように言う。「チェーンストアは富と支配力の集中をおし進めることにより、また不在者所有を促進することにより、アメリカの理想を妨げつつある、それは機会の平等を不可能にしつつある、そしてそれは中小の市や町の資源、活気そして希望を消耗させつつある、と彼らは信じたのかもしれない。」(568-569) ここには、明瞭にブランダイス自身の反独占的な経済的・社会的思想があらわれている²¹⁾。以上がブランダイスの前提であり、この上に立って、チェーンストア税法の法的根拠づけを行なうことが、ブランダイスの少数意見執筆の目的であった。

まずフロリダ州法の目的が述べられる。「フロリダ州法の目的は普通の課税と異なり、単に収入の増加ではない。その主たる目的は社会的および経済的である。チェーンストアは公共の福祉を脅かすものとみなされる。同法の目的は少なくとも独立店のチェーンストアとの競争を保護することであり、最高の場合その目的は会社チェーンストアを小売業から完全に排除することだ。」(569-570)

原告(チェーン)は、かかる統制目的のための課税権の使用の可能性そのものを疑問とするが、「州が『ある産業または産業の形態に有利であるような方

19) バーリ、ミーンズなどの影響が顕著である。

20) これら5社はA & P社、Louis K. Liggett社、United Cigar Stores社、Montgomery Ward社、そしてF. W. Woolworth社であった。(568)

21) ブランダイスの経済的社会的思想については、Louis D. Brandeis, *Other People's Money*, 1914; *The Social and Economic Views of Mr. Justice Brandeis*, 1930. を参照されたい。

法で歳入法と課税制度を調整すること』によって『ある政策を遂行することができる』ことは、解決済みである。』州は、課税または免除によりある業種を抑制または促進することができるが、これはまた連邦政府の慣例でもあった。かかる統制目的のための課税権の利用は、「議会および州立法部の憲法上の権限である。その権限の行使の判断は、この法廷の関わることではない。」(570-571)

次に、会社チェーンストアに対して免許料の差別を自由に適用できるかどうかの問題である。「その差別の目的が許されたものならば、使用される差別は求められる目的を達成するのに適当な手段」(571)であるが、「競争の促進と抑制は、そのために課税権が行使されうる1つの目的」であり、「税率の差別はその目的のための効果的な手段である。」(572)ここでは、「分類は『立法の目的に公正かつ実質的な関係を持つある根拠ある差異にもとづかねばならない』という平等条項の要求は、満たされている。」(572)規模の差異が税率の差別の十分な根拠となるのは自然人の間においてもそうなのだから、まして「会社と自然人との間の支配力の差異は、彼らを異った等級に配置するため十分な根拠である。」(572)しかし、合衆国憲法は税が納税者の受取る利益あるいは納税者の負担能力に比例すべきだとは命じないのだから、「州は税率の差異を、効率は規模と共に増加するという主張のような論争の余地ある根拠に基づかせる必要はない。」(573)

さらに州の権限は、単に課税あるいは免除による抑制あるいは促進に留まらない。「事業は戦時と同様平時にもコミュニティの最高の利益に従わねばならないのだから、州は有害と認められる事業を禁止することができるし、同様に他の点では慈善心に富む事業の発生あるいは異常増殖を禁止することができる。」したがって、「会社チェーンストアに明示されるような小売商業の大きさが公共の福祉を脅かすと州が結論すべきなら、州はそれがトラックの過度の規模と重さあるいは都市の建築物の過度の高さを禁止するように、その事業の過度の規模と範囲を禁止するかもしれない。」(574)これは、会社メカニズムの

絶対的禁止によって達成されうる。あるいは、州はまず、より穏健な手段たる差別的免許料のハンディキャップによるチェーンの抑制の試みを採用するかもしれない。(574) 「社会的および経済的実験を行なう州の権限は広いものである。」(575)

以上、チェーンストア税法の目的とそれを遂行するための権限について述べたのに続いて、ブランダイスは、それらと合衆国憲法修正第14条との関係を考察する。

納税者は単に会社であることによって平等条項の保護から排除されない。会社と自然人とは大抵の目的のために同じ等級にある。しかし、フロリダ州法の主目的は明らかに会社チェーンストアにハンディキャップをつけることである。この場合、「立法の目的そのものが不平等を生みそれによって会社チェーンストアの設置あるいは維持を妨害すること」であり、「より高い免許料は妨害の適当な手段」であり、そして「会社は州内商業に従事する固有の権利を持たない」のだから、「免許料の差別の他の正当化は何も示される必要はない」。このとき、修正第14条の平等条項と適法手続条項の明らかな区別を見落としてはならない。すなわち、適法手続条項は「普遍的適用」があり、「等級を知らない」が、一方平等条項の効力は「ある等級のメンバーに制限されている」。(575)

「会社は個人と同じ程法の平等保護をうける必要がある」という裁判所の言明は、この制限を受ける必要がある。(576) 差別が許された目的のためであるとき、所有者の会社会的性格のあらゆる所有権の差異は、規制におけると同様、「課税における分類」のただ1つの根拠とされるかもしれない。そのような場合、「差別は許された目的のためになされそしてその目的に相応しいから、恣意と考えられることはできない。」(576)

さらに、ブランダイスは、原告による、会社チェーンに課税しコーオペラティブ・チェーンに課税しないのは平等保護条項に違反するのではないかという主張に答える。「資本家の会社による州内商業の支配を阻む手段として差別的課税を適用する州の権限は、経済的必要の存在を条件としてはいない。」(578)

「資本家的企業と協同組合——経済的専制主義と産業民主主義——との間の根本的差異は、立法部および裁判所によって規制と課税とにおける差別を正当化するものとして通例容認されてきたものである。」(579)

ブランダイスは、最後に、巨大会社の生む害悪、小企業家たちの過去と将来の能力、多数者の事業の責任と決定への参加による道徳的・知的発展と自由の維持についてのアメリカ人の広範な信条についてのべたのち、かかる信条をもつフロリダ市民がチェーンストア税法を制定しようとする努力を「阻む何物も合衆国憲法の中には無いことを知っている」と結んだ。(579)

ブランダイスは、チェーンストア税法の目的が独立小売商の保護であることを認め、立法のそのような機能の正当性を主張した。ブランダイスのいう会社が明らかに独占の大企業を指すものであった以上、かかるブランダイスの主張は課税による反独占的商業政策の遂行の擁護であったといえよう。ある論者は「彼のこの事件における意見は、近年裁判所から生じた19世紀自由主義の信条の最も有力な反復である」とのべている²²⁾。しかし、ブランダイスの、独立的小売商の協同についての肯定的評価だけを見てもわかるように、単なる過去の理念の反復が行なわれたのではなかった。

チェーンストア税法に対する違憲立法審査の経過は以下のとおりである。1927年にメリーランド、ノースカロライナ、ジョージアの3州で初めてチェーンストア税法が成立した。このうちメリーランド州法は全面的禁止の試みとして興味あるが、違憲と判決された。他の2法は恣意的分類に基づくものとして違憲とされた²³⁾。初めて連邦最高裁において合憲の判決(1931年)を得たのは、1929年制定のインディアナ州法である²⁴⁾。同法は単一店舗に対する3ドルからチェーンの20を超える各店舗に対する25ドルまで税率を累進的に増加させるものであった。「単一の所有権と管理」の下にある店舗の数にもとづいて店舗の

22) TNEC Monograph No. 35, *Large-Scale Organization in the Food Industries*, p. 155.

23) Leihar, *op. cit.*, pp. 128-134, 前掲訳書, 144-150ページ。

24) State Board of Tax Commissioners of Indiana v. Jackson, 283 U. S. 527 (1931).

營業者に累進的な免許料を課する同法は、税率こそ低かったが、そのタイプが合憲とされたことによって、以後の立法に大きな影響を与えた。多数意見は言う。「我々の義務は別個に分類される職業の間に実質的な差異があるならば立法部によって採用された分類を支持することである。そのような差異は大きい必要がない。」²⁵⁾またその差異は「単に所有権にあるのみならず、組織、管理および行なわれる事業の形態にもある。」²⁶⁾次は1933年のフロリダ州法判決であるが、これは既に述べた。1933年制定ウェストヴァージニア州法の1935年合憲判決は、「課税権が存在するとき負担の程度は立法者の自由裁量の問題」であり、「たとえ税がある事業を破壊するとしても、その根拠のみに基づいて無効とされたり補償を要求されたりすることは無い」と言明した²⁷⁾。1935年のもう一つの重要な判決は、売上高を課税標準とし累進的税率を持つケンタッキー州法を売上高のみによる分類は恣意であり無効とした²⁸⁾。1934年制定のルイジアナ州法は課税標準の店舗数をチェーンの州内営業店舗数ではなくチェーンの総店舗数に依った点で画期的であったが、これについては1937年に合憲判決が出た²⁹⁾。多数意見は言う。「もしチェーンの競争上の利益がその構成する環の数とともに増加するなら、これらの利益が州の境界で終わる方法を知るのは困難である。」³⁰⁾さらにこの判決は州の警察権にふれている。「課税は州の警察権の行使の手段とされうる。そして公正な競争条件を促進し経済的利益を均等化するための諸等級間の正当かつ妥当な差別はそれゆえ法律上有効である。」³¹⁾

連邦最高裁の判決の結果は、次のように要約できる。店舗数を課税標準とする累進的免許税は有効であり、その累進税率は自由に決めることができる。またチェーンストア税法は州の課税権および警察権に基づく。かくして、税の形

25) *Ibid.*, p. 537-538.

26) *Ibid.*, p. 542.

27) *Fox v. Standard Oil Company of New Jersey*, 294 U. S. 87 (1935), p. 99.

28) *Stewart Dry Goods Co. v. Lewis*, 294 U. S. 550 (1935).

29) *Great Atlantic & Pacific Tea Co. v. Grosjean*, 301 U. S. 412 (1937).

30) *Ibid.*, p. 420.

31) *Ibid.*, p. 426.

式さえ守れば、それを道具として州がチェーンストアを統制しうるのは憲法上認められ、ブランドイスののべたいいくつかの点は公認された。また合憲・違憲の認定を僅差³²⁾で決める連邦最高裁判決は必ずしも一貫したものではなかった。しかし、とにかく、課税権プラス警察権による州の反独占的中小商業保護政策の憲法上の有効性が認められたのは、この問題の1つの成果であった。

III チェーンストア税の特徴と批判論

制定されそして実施されたチェーンストア税法は、連邦最高裁の判決の結果から、ほとんどが累進税率を持つ免許税となった。第5表は、この制定運動が事実上終結した段階のチェーンストア税を示している。チェーンストア税は累進的免許税といってよい。その課税対象は、同一の一般的な管理、指揮、支配、あるいは所有権の下にある店舗の営業あるいは維持である³³⁾。その課税標準は、テネシー州法の場合が床面積であるのを除けば、店舗数である³⁴⁾。税率は店舗数に従って累進的となるが、個々の店舗の大きさを考慮しない。そのとき2つの型がある。第一はインディアナ型であり、店舗数は州内営業店舗のみを基準とする。この場合は段階累進である。この型のチェーンストア税は最も早くから認められまた最も数も多い。第二の型を初めて採用したのは、1934年のルイジアナ州法である。ここで店舗数はチェーンの営業する全店舗を基準とする。単純累進がとられる。この場合、納税者はまず州内外をとわず営業店舗総数に従って分類され、そしてその州内に存在する各店舗に対して、チェーンの店舗総数があてはまるブラケットに適用される税率によって、課税される。この型は、1937年のルイジアナ州法の合憲判決以来いくつかの州で採用されて来た。

チェーンストア税の各州法ごとの特徴を示すものは税率の差異である。各州はきわめて雑多な税率を課し、したがってその影響も異なる。さきの第一の型

32) インディアナ州法の5対4、フロリダ州法の6対3、ウエストヴァージニア州法の5対4、ケンタッキー州法の6対3、そしてルイジアナ州法の4対3など。各判例による。

33) Commerce Clearing House, *Tax Systems*, 10. ed., 1946, p. 194.

34) ミシガン州法は加えてカウンターの数を課税標準としている。Ibid., p. 183.

第5表 チェーンストア (税率)

州名	最低税率		最高税率		
	店舗数	1店舗につき Fr	店舗数	1店舗につき Fr	
アラバマ	1	1	20超過	112.5	(1)
コロラド	1	2	24〃	300	(1)
フロリダ	1	10	50〃	400	(2) (3)
ジョージア	1	2	39〃	200	(1) (3)
アイダホ	1	5	19〃	500	(1) (3)
インディアナ	1	3	20〃	150	(1)
アイオワ	2-10	5	50〃	155	(1)
ケンタッキー	2-5	25	250〃	200	(2)
ルイジアナ	1-10	10	500〃	550	(2)
メリーランド	2-5	5	20〃	150	(1)
ミシガン	2-3	10	25〃	250	(1) (3)
ミシシッピ	3-5	10	250〃	300	(2)
モンタナ	1	5	5以上	200	(1) (3)
ノースカロライナ	2	65	201超過	250	(1) (3)
サウスカロライナ	1	5	29〃	150	(1)
サウスダコタ	1	1	50〃	150	(2)
テキサス	1	1	50〃	750	(1)
ウェストヴァージニア	1	2	75〃	250	(1)
テネシー	100平方フィートの床面積につき3ドル				

注 (1) 段階累進。州内の店舗数にもとづく。

(2) 単純累進。チェーンの営業する全店舗数にもとづく。

(3) それぞれ特殊な追加的税を持ったり、カウンターの数によって税率が決まったり、その他さまざまな追加的な特徴を持っているが、ここでは省略する。

(出所) *Tax Systems*, 10. ed. (Commerce Clearing House, Inc., 1946), pp. 192-194.

については、最高税率の店舗数が多くそして各店舗についての税額が小さいほど、大チェーンにとっての負担は少なくなる。たとえば、モンタナ州の最高税率とノースカロライナ州のそれとを比較せよ。第二の型の場合、最高税率の店舗数が多くそして各店舗についての税額が多いほど、大チェーンは大きい負担を課せられる。また、最高税率の店舗数が少なくそして各店舗についての税額が大きいほど中程度のチェーンの負担が重くなる。たとえば、ルイジアナ州の最高税率とフロリダ州のそれとを比較せよ。ルイジアナ州法の場合は、とりわ

第6表 ルイジアナ州法による税率
(1934年制定)

チェーンの店舗 総数	州内にある各店舗に ついての税額
(a) 1-10	10ドル
(b) 11-35	15
(c) 36-50	20
(d) 51-75	25
(e) 76-100	30
(f) 101-125	50
(g) 126-150	100
(h) 151-175	150
(i) 176-200	200
(j) 201-225	250
(k) 226-250	300
(l) 251-275	350
(m) 276-300	400
(n) 301-400	450
(o) 401-500	500
(p) 500超過	550

(出所) *Tax Systems of the World*,
7. ed. 1938, p. 181.

ある。以上簡単に見ただけでもそのことは明らかである。ルイジアナ州法の税が全国的に広がったならばかなりの規制効果があっただろうと推測されるが³⁶⁾、実際にはそもそも州のチェーンストア税法制定そのものに地域的な不均等があったように、税の型にも税率にも不均等はあったのであり、それらはチェーン発展の地域的不均等性を基礎として各州の多様な異なる事情に決定されていた。そのうちの1つに政治家の有無がある。かのヒューイ・ロングは言った。「私はルイジアナ州においてチェーンストアより泥棒やギャングを持ちたい。」³⁷⁾合衆国全体でみれば、かかる不均等性はチェーンに対する規制効果を弱める役割を果たした。

け大ナショナルチェーンに重課され地方小チェーンの負担は軽くなる。ルイジアナ州法の税率は第6表に示される。同法制定のとき、A & P社は計1万5082店を営業していたが、ルイジアナ州内にあったのは106店であった³⁵⁾。したがってルイジアナ州は年免許料5万8300ドルを支払わねばならないが、もし総店舗106を有しそのすべて同州内で営業するチェーンがあるとすれば、それは5300ドルの年免許料を支払えば足りるのである。

チェーンストア税は州ごとに異なった税率を持ち、チェーンはその規模およびその地域的发展の程度が異なるから、同税のチェーンに対する影響もさまざま

35) *Great Atlantic & Pacific Tea Co. v. Grosjean*, 301 U. S. 412 (1937), p. 418.

36) その推測については, Maurice W. Lee, *Anti-Chain-Store Tax Legislation*, *Studies in Business Administration*, Vol. IX, No. 4, pp. 49-51.

37) *Beckman & Nolen, op. cit.*, p. 228.

チェーンストア税による税収は第7表に示されている。合衆国全体では、その税収は500万ドル前後であり、その州税収総額にしめる割合は0.1%前後であった。若干の州を除けば税収額も割合もネグリジブルであった。チェーンストア税本来の目的からして、それは当然のことであったかもしれない。

以上の特徴を持つチェーンストア税について、その目的と効果とをかかわらせた論評がなされている。そのほとんどは、同税の税としての欠陥・不備を指摘するものであった。3点にわたってのべよう。チェーンの破壊、課税の公平そして競争条件の均等化である³⁸⁾。

チェーンストア税によるチェーンの破壊とその論拠についてはブランドイスについてのべた所を参照されたい。チェーンストア税は全体としてかかる効果をもたらさなかった。それが行なったのはチェーンの限界の店舗の閉鎖を促進し、チェーンの経営合理化をおしすすめたくらいのことであった³⁹⁾。

次は課税の公平である。商人の在庫に対する財産税はチェーンストアに有利にして独立商人に不利に差別する。その不公平を証明する調査も存在した⁴⁰⁾。チェーンストアが財産税の下で享受する利益とは次のようなものである⁴¹⁾。(1)チェーンストアは概して比較的小さい在庫と急速な商品回転率で営業する。(2)税額査定者は、独立商人の場合その帳簿あるいは所得税納入申告書によって在庫にかんする事実を知ることができるが、チェーンの場合簿記の大抵はある遠隔の市でなされ所得税納入申告書は個々の単位店舗によってでなく全体として提示されるから、チェーンストアについてそのどちらも利用できない。(3)チェーンストア・システムの持つ無形財産は単位店舗の査定額の中に出て来ない。(4)商品在庫がその所有者にとっての費用で査定されるならば、独立商人の在庫品価値に入る卸売の費用は、チェーンストアの在庫品の査定においては省略さ

38) この3点の分類は、20世紀財団租税委員会による。Twentieth Century Fund, *Facing the Tax Problem*, 1937, pp. 184-186.

39) Palamountain, *op. cit.*, pp. 184-187.

40) Twentieth Century Fund, *op. cit.*, p. 185.

41) Harold M. Groves, *Financing Government*, Rev. ed., 1945, pp. 113-114.

第7表 チェーンストア税 (1940—1943)

	チェーンストア税 (税収) (ドル)			
	1940	1941	1942	1943
アラバマ ⁽¹⁾	110,849	99,781	104,792	108,500
コロラド	192,555	162,394	145,952	139,686
デラウェア	19,176	25,630	29,633	28,297
フロリダ	1,110,577	1,216,277	917,877	911,115
ジョージア	177,194	193,159	180,320	161,882
アイダホ	70,492	47,739 ⁽²⁾	96,695	62,457
インディアナ	559,335	551,510	522,231	453,866
アイオワ	124,575	151,713	40,501	37,502
ケンタッキー	19,947	257,040	160,101	149,096
ルイジアナ	124,982 ⁽³⁾	134,302	140,821	130,697
メリーランド	71,137	⁽⁵⁾	65,116	63,807 ⁽⁴⁾
ミシガン	586,771	565,089	538,096	468,532
ミネソタ	⁽⁶⁾	192,040	47,746	18,916
ミシシッピ	24,690	51,919	69,643	62,529
モンタナ	121,170	127,479	164,440	109,052
ノースカロライナ	324,945	152,385	188,350	208,518
サウスカロライナ	93,712	98,695	95,590	94,392
サウスダコタ	46,400	45,098	43,183	46,708
テネシー	108,152	86,975	88,158	90,138
テキサス	703,805	734,097	739,747	1,946,876
ウェストヴァージニア	110,225	96,107	86,512	77,732
計	4,700,689	4,989,429	4,465,504	5,370,298

注 (1) 9月30日に終わる財政年度。他の州は、6月30日に終わる財政年度。

(2) 6ヵ月分。(3) 6ヵ月分。(4) 9ヵ月分。(5) 数字は使用不能。(6) 1940年には訴訟中。

(7) チェーンストア税の税収の合計÷全州の州税収。この欄は同じ。

(出所) *Tax Systems*, 10. ed., 1946, pp. 273, 312.

れる。(5)チェーンストアは在庫を操縦する機会を持つ。州間の査定日の差異または市間の税率の差異は負担減少のために使用される。以上は、チェーンの効率と営業の秘密によって生ずる。これに対して、課税の公平のために新たにチェーンストア税を賦課することについて、20世紀財団は批判する。「個人財産税の額あるいは管理上の非効率の程度に関係なく課せられるある特別税によっ

割合（チェーンストア税収÷州税収）（％）			
1940	1941	1942	1943
0.224	0.183	0.166	0.146
0.487	0.388	0.322	0.288
0.149	0.195	0.222	0.221
1.981	1.906	1.415	1.564
0.334	0.319	0.257	0.239
0.483	0.499	0.609	0.398
0.548	0.501	0.420	0.370
0.167	0.205	0.049	0.050
0.037	0.424	0.241	0.245
0.227	0.162	0.155	0.131
0.125	(5)	0.094	0.101
0.299	0.245	0.215	0.200
(6)	0.202	0.046	0.017
0.076	0.139	0.154	0.126
0.906	0.906	1.073	0.708
0.378	0.155	0.169	0.169
0.271	0.240	0.190	0.184
0.263	0.265	0.268	0.274
0.213	0.157	0.132	0.134
0.487	0.481	0.438	1.103
0.163	0.155	0.128	0.116
0.114(7)	0.113	0.090	0.112

て、（財産税の）管理の不十分が、何らかの程度の正確さをもって相殺されうるとは、ほとんど考えられない。」⁴²⁾

第三は競争条件の均等化である。この目的に対してチェーンストア税は次のように批判される。この目的は、チェーン形態の組織の特殊な利益は測定されうるし課税によって相殺されうるという仮定に立つが⁴³⁾、従来の同税はその仮定に沿うものではないし、チェーンと百貨店とを差別し大チェーンと小チェーンとの差異を無視する⁴⁴⁾。したがってこの目的も達成されない。かくして、20世紀財団租税委員会は全チェーンストア税の即時廃止を勧告する⁴⁵⁾。

チェーンストア税は店舗数を課税標準とする外形標準課税でありしかも累進税率を持つものなのだから、「課税の公平」と「競争条件の均等化」という目的を計算機のように正確に果すことは本来できない。したがって、20世紀財団のような論じ方をすれば、必ずその税としての不備・不

均等化」という目的を計算機のように正確に果すことは本来できない。したがって、20世紀財団のような論じ方をすれば、必ずその税としての不備・不

42) Twentieth Century Fund, *op. cit.*, p. 185.

43) *Ibid.*, p. 186.

44) *Ibid.*, p. 503-504.

45) *Ibid.*, p. 504.

十分を嘆くことになる。すでにブランドイスはこの問題について別の仕方では答えていた。とはいえ、チェーンの営業の秘密と1930年代の不況とを前提してみれば、チェーンストア税は税としても一定の意味を持っていたと言えよう。

20世紀財団は廃止勧告を出すに際し、チェーンストア税が効率的な商業に依存する多数の少所得者の生計費を上昇させるという論拠も述べていた⁴⁶⁾。またある論者はルイジアナ州法合憲判決を論評し次のように結んだ。「同法廷はより効率的な小売商業のシステムであると自ら認めるものに罰則を適用することによって、消費者たちが不利な影響を受けるかもしれないということを確認するように見えるところはどこにも無い。」⁴⁷⁾ここに言われた問題にかかわらせながら次に、チェーンストア税法制定運動の終結を見なければならぬ。

IV カリフォルニア住民投票のことなど

1936年11月に行なわれたカリフォルニア州住民投票は立法の流れを変えたものと評価されている⁴⁸⁾。1935年6月に州議会で可決されたチェーンストア税法は、インディアナ州法型であり、その税率は第1番目の店舗の1ドルから始まって順に倍加され第9番目の店舗の256ドル、そして第10番目以上の各店舗の500ドルであった⁴⁹⁾。チェーンにとりかなりきびしい内容の法律であるが⁵⁰⁾、同法は税の形式上から見て憲法上の問題はないから、同法を無効にするには法廷闘争は役立たない。従って住民投票が採用された。

13カ月余りのチェーンストア税法反対運動において、チェーンはまずカリフォルニア州チェーンストア協会を組織したが、これに加わった約65のチェーンは反対運動に要する費用を分担した。次に運動の展開のために一流広告代理店ロード＝トマス社を選択した⁵¹⁾。広告代理店を使用してチェーンはその低価格

46) *Ibid.*

47) TNEC Monograph No. 35, *op. cit.*, p. 156.

48) Palamountain, *op. cit.*, p. 173.

49) Commerce Clearing House, *Tax Systems of the World*, 6. ed., 1935, p. 167.

50) Phillips, *op. cit.*, pp. 358-359.

51) Lebaer, *op. cit.*, pp. 241-242, 前掲訳書, 268-269ページ。

と効率を強調し、それによって多くの消費者の支持を獲得した。一層の成功を見たのは農業団体に対するアピールであったが、とりわけ1936年のカリフォルニア州の農業の生産過剰はチェーンに有利であった。桃の罐詰、乾燥果実について、チェーンとりわけ A & P はその販売促進に成功した。またチェーンは早魃によって屠殺を余儀なくされた多数の家畜の肉の販売をプッシュした。広告代理店はこれらを出来るだけ利用した。かくして、州全体では2対1でチェーンストア税を拒否した住民投票は、農業地域では3対1で拒否したのである⁵²⁾。「チェーンストア側としてなすべきことは、投票者たちのさまざまな集団に対してこの税が及ぼす影響を彼らの個人的利害関係の見地から説明するにあった。」とロード・トマス社副社長ドン・フランシスコは語った⁵³⁾。

かかる世論喚起、大衆動員そして利害集団の吸収によるチェーンストア税法の否定は、連邦議会レベルでは1938年2月のパットマン議員の連邦チェーンストア税法の提案をめぐってさらに拡大された広がりをもって展開された。この法案は1940年6月に廃案となったが、そこに至るまでに、労働組合、消費者団体を含むほとんどあらゆる団体が同法案反対を表明し、最後にローズヴェルト政権もそれに加わるに至った⁵⁴⁾。

以上のカリフォルニア州および連邦議会を舞台としたチェーンストア税法否定の過程は、チェーンの流通支配およびそれを消費者利益と結合する広報・宣伝活動が勝利を占めていく過程であった。ブランダイス判事は言った。「会社の支配からの脱出を求めるアメリカ人は……協同の方法を選択することが出来るし……協同は自由と機会平等に直接導くのである。」(579)ブランダイスは、一方でチェーンストア税によって商業独占を統制しながら、他方で協同による独立的商人の組織化によって、独立的商人の効率を高めるとともにその商業独占に対する対抗力を増すことを、アメリカ資本主義の展望とのかかわりにおい

52) Palamountain, *op. cit.*, pp. 173-174.

53) Lebharr, *op. cit.*, p. 250, 前掲訳書, 279ページ。

54) Palamountain, *op. cit.*, pp. 175-181.

て、構想していたかのようなのである。しかし、彼の構想はチェーン対反チェーンの集团的闘争が「世論を啓蒙・教育してしまった」⁵⁵⁾現実の過程に置かれるならば、その「協同」による「自由と機会平等」の理想は消え失せ、独立的商人の協同という形態を取った事実上の「会社チェーン」があらわれる⁵⁶⁾。

55) *Ibid.*, p.184.

56) 例えば竹林祐吉「ボランティア・チェーンの研究」(昭和44年)参照。